

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年12月22日)

開催日及び場所			令和4年11月16日（水曜日）農産局第3会議室	
委員			白鳥省吾（法人参与） 中嶋寿康（公認会計士） 大田裕章（弁護士）	
審議対象期間			令和4年4月1日～令和4年6月30日	
審議対象案件			158 件 うち、 1 者応札案件18件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 2 件 (抽出率 3 %) (抽出率11%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 － %)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	4 件 うち、 1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	1 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第57回 令和4年11月16日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務（入札番号4）【整理番号3】 （業務概要） ○当該業務は、在庫がどれくらいあるのかを確認することだと思うが、専門性は必要なのか。 ○港湾運送事業法の検量事業者の許可を受けている者でないと検量できないのか。	○外国産食糧用小麦の備蓄については、即時販売方式の導入により、平成22年10月以降、民間備蓄に全て移行し、不測の事態に備え、国は、製粉企業等が需要量の2.3か月分の備蓄を行った場合、1.8か月分の保管経費を助成する事業を実施している。本業務は、保管経費の支払確認のため、第三者的な立場で在庫数量の確認ができる検量人の選定を行い、検量人は外国産食糧用小麦を備蓄している倉庫業者等に出向いて、毎月2.3か月の在庫を確認して、農林水産省に在庫の確認報告を行うものである。今回の入札では、港湾運送事業法の検量業務の許可を受けている機関の中から、北海道から沖縄まで11か所に分けて一般競争入札を行ったところ、本審査対象の入札番号4の応募者は1者であった。 ○入札資格要件である港湾運送事業法の検量事業者の許可を受けている者は、サイロの測尺等を行うにあたり、測尺及びサイロの構造等に関し専門的な知識を有している。専門性という観点から言えばこの辺が該当する。 ○製粉企業等にヒアリングしたところ、自社に立入って、台帳確認と測尺を両方実施するので、公的な許可を持つ検量事業者でないと受け入れは難しいとのことだった。
2 令和4年度輸入麦類の試料採取業務【整理番号9】 （業務概要）	○麦に付着したカビが産生するカビ毒の一種であるオクラトキシンAの基準値については、

○分析試料はどのように選定しているのか。 ○1 者応札となった理由は。	複数年にわたり取得したオクラトキシシンA含有実態調査データに基づいて厚生労働省が検討することとしている。このため、国家貿易による麦類の輸入を実施する農林水産省としては、輸入麦類のオクラトキシシンAの実態調査を行い、その解析結果を厚生労働省に報告することとなっている。なお、同調査は、厚生労働省により確立された「小麦中のオクラトキシシンA試験法」により、平成29年度から5年間の予定で実施しており、今年度で調査は終了する。本業務は、本邦に入港する本船から、指定する方法により、試料採取を行い、当該試料を検査機関に送付するまでを行う業務である。 ○本船の動向を把握した上で、複数の港から無作為に抽出し選定している。試料採取数は本船1 契約につき、1 試料である。 ○無作為抽出で選定される試料採取場所は全国に点在し、本船動向も直前まで変更があるので、全国の港近くに拠点を開設し、人員を機敏に派遣できる体制を整備している事業者でないと応札は難しいのではないかと考えている。
3 令和4 年度輸入麦類中のオクラトキシシンA 濃度測定業務【整理番号 10】 (業務概要) ○分析は難しいのか。 ○応札者は少なくないか。	○令和4 年度輸入麦類の試料採取業務で採取した試料を「小麦中のオクラトキシシンA試験法」に基づき分析する業務である。今回の入札では、3 者が応札し、(一財)日本食品分析センターが落札した。 ○同試験法は妥当性が確認された分析法であることから、入札資格要件である食品衛生法に基づく登録検査機関であり、一般的に分析に使用する検査機器を有していれば、当該試験法に基づく分析は可能であると考えます。 ○登録検査機関にも得手不得手の分野がある

	と考えられ、結果として、穀物の分析を得意とする検査機関が応札したのではないか。
4 令和4年産政府備蓄米買入契約 23千トン 【整理番号 47】 (業務概要) ○都道府県優先枠と一般枠との違いは。 ○落札決定は複数落札入札制度によるものか。 ○事前契約であれば、買入時期は契約時期とずれ込むが、その理由はなぜか。 ○自然災害等により、収量が落ち込み、契約数量を満たさない場合の調整方法は。 ○落札残が発生した場合、その取扱いは。 ○契約単価の等級とは何か。	○政府米の備蓄は、適正備蓄水準を100万トン程度で運用しており、主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施している。基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提に、毎年播種前に20万トン程度買入れ、5年持越米となった段階で、飼料用等として販売している。令和4年の政府備蓄米の買入は、20万7千トンを買入数量として設定し、令和4年1月下旬から3月下旬にかけて、計4回入札を実施した結果、全量落札されたところ。 ○都道府県優先枠とは、産地指定をした米穀を優先的に買入れる枠であり、これに対して、一般枠は産地を問わない。本契約は、全国農業協同組合連合会が都道府県優先枠の新潟産米を落札したものである。 ○然り。 ○播種前契約によることで、国による買入、売渡が出来秋の市場価格に影響を与えないようにしている。 ○作況が変動した場合は、仕様書に基づき、一定のルールのもと、引渡可能な数量に変更できる。 ○次回以降の入札にまわすこととしている。 ○農産物検査法に基づく検査により格付けさ

	れた等級であり、等級格付けが下がれば、契約単価も引き下げられる。
5 輸入麦買入委託契約 食糧小麦カナダ産 1 CW 22,640 トン【整理番号 22】 (業務概要) ○1 CWとは。 ○応札する商社は、毎回同じなのか。 ○取扱量は何年も無い有資格者は、資格を抹消しないのか。 ○国家貿易以外の民民間の取引はあるのか。	○我が国では、年間約600万トンの小麦を消費しており、その中で質的量的に国産の麦では対応できないものについて、外国から年間約500万トン輸入している。輸入業務を委託するため、予め一定の資産、信用並びに経験といった要件を満たし、契約を確実に履行できる能力を有する者を指名し、入札を実施している。 カナダ・ウェスタン・レッド・スプリング1等の略称。 ○カナダ産食糧用小麦の輸入に係る有資格者は10者おり、この入札に参加したのが7者。カナダ産小麦の入札に定期的に応札しているのは7者程度。応札するか否かは、輸入商社の判断による。 ○資格審査は3年毎に実施しており、一般輸入については、直近3ヵ年平均で年間2万トン以上の麦の輸出入の実績があることが資格要件となっている。審査において、これを満たしていない場合、資格は取得できない。 ○民間ベースで自由に小麦を輸入することはできるが、関税等を国に納付する必要がある、例えば、特定の品種を少量だけ輸入したい場合などに限定される。国家貿易の中にも小規模でコンテナ単位で麦を輸入することができるSBS方式という別の仕組みもある。

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。